

2019年度いわき市市立病院 助産師修学資金貸与制度募集要項

◇ 制度の目的 ◇

「いわき市市立病院助産師修学資金貸与制度」は、将来、市立病院に助産師として勤務しようとする助産師養成施設の学生に対し、修学資金を貸与することにより、市立病院の助産師の確保を図ることを目的としています。

1 応募資格

2019年4月現在、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第20条に規定する学校、大学又は助産師養成所（以下「助産師養成施設」という。）の助産に関する学科を履修する課程に在学しており、かつ、将来市立病院に助産師として勤務する意思のある方

2 貸与額及び貸与期間

月額100,000円

2019年4月から助産師養成施設を卒業する月までの間、12月分を限度に毎月1か月分ずつ貸与します。

ただし、初回貸与は、4月分～貸与開始月分を併せて貸与します。（6月下旬以降となる予定。）

3 募集人員

1名程度

4 募集期間

2019年4月1日（月）から2019年4月26日（金）まで

提出書類は、直接持参（午前8時30分から午後5時まで受付を行います。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。）又は郵送（簡易書留又は特定記録）での受付となります。

※ 郵送の場合は、2019年4月26日（金）の消印のあるものまで受け付けします。

5 応募手続き

(1) 募集要項の請求

この募集要項は、医療センター総務課（医療センター3階）及び市役所、各支所において配付しています。郵送を希望する方は、「助産師修学資金募集要項希望」と記入した封筒に、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定型外：24×33.2cm）を同封の上、送付してください。

なお、いわき市公式ホームページ（<http://www.city.iwaki.fukushima.jp/>）からダウンロードすることも出来ます。

(2) 提出書類

修学資金の貸与を希望する場合は、次の必要書類全てを募集期間内に提出してください。

- ① 市立病院助産師修学資金貸与申請書（第1号様式）
- ② 助産師養成施設の学業成績証明書
※修業年限が1年に満たない方は、卒業した最終学歴の学業成績証明書
- ③ 助産師養成施設の助産に関する学科を履修する課程に在学する証明書
- ④ 健康診断書（第2号様式）
- ⑤ 戸籍抄本
- ⑥ 履歴書
- ⑦ レポート

（テーマ「市立病院の助産師を志す理由について」）

- ・様式は任意ですが、A4サイズ横書きで、800字程度でまとめて下さい。
- ・余白に大学名、学年、氏名を記入して下さい。

- ⑧ 保証人（2人）の所得証明書（平成29年分）
- ⑨ 保証人（2人）の市民税の納税証明書（平成30年度分）
※保証人については以下のとおり

(3) 保証人

2人

※ 保証人のうち1人は修学資金の貸与を受ける方の成年者の親族とし、残る1人は成年者で独立の生計を営み、修学資金を返還できる資力を有する方とします。

6 面接日等

次のとおり面接を実施する予定です。具体的な時間等は追って本人に通知します。

- (1) 面接日 2019年5月18日（土） ※変更になる場合があります。
- (2) 面接場所 福島県いわき市内郷御厩町久世原16番地 医療センター内
（申請者ごとの個別面接）

7 被貸与者の決定

被貸与者については、提出書類を審査したうえ、面接を行い選考により決定し、その結果については、2019年6月中旬頃までに本人に通知します。

8 契約の解除及び貸与の休止

(1) 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、契約の解除をします。

- 退学したとき。
- 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 死亡したとき。
- その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(2) 貸与の休止

休学し、又は停学の処分を受けたときは、復学までの間貸与は休止します。

9 返還債務の免除

(1) 全額免除

助産師養成施設を卒業した後1年以内に助産師となり、かつ次のいずれかに該当する場合は、返還債務の全部を免除します。

- 引き続き市立病院の助産師として在職した期間が、5年に達したとき。
- 公務上死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

(2) 一部免除

助産師養成施設を卒業した後1年以内に助産師となり、かつ次のいずれかに該当する場合は、返還債務の一部を免除します。

- 引き続き市立病院の助産師として在職した期間は1年以上あるが、5年に達しなかったとき。

【返還債務×(市立病院在職年数／5年)の額を免除】

- 死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた修学資金を返還できなくなったとき。

【返還債務の全部又は一部を免除】

※1 ただし、次の期間については在職期間から除きます。

- ・ 病気休暇などの休職、停職、育児休業の期間。

※2 返還免除となった貸与金は、所得税が課税される場合があります。

10 返還

次に掲げる事由が生じた場合、原則として、事由が生じた月の翌月末日までに、返還すべき修学資金に年利 10%の利子を付して、一括返還していただくこととなります。

- (1) 退学等により、契約が解除されたとき。
- (2) 助産師養成施設を卒業した後 1 年以内に助産師とならなかったとき。
- (3) 助産師となった後直ちに市立病院の業務に従事しなかったとき。
- (4) 助産師となった後直ちに市立病院の業務に従事し、その在職期間が 5 年に達しなかったとき。
- (5) 助産師養成施設を卒業した後死亡したとき。

11 返還猶予

災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるときは、実態に応じ、返還債務の履行を猶予します。

※ その他詳細については、「いわき市市立病院助産師修学資金貸与条例」及び「いわき市市立病院助産師修学資金貸与条例施行規程」によります。

問合せ先、応募先

いわき市医療センター 総務課総務係（医療センター 3 階）

〒973-8555

福島県いわき市内郷御厩町久世原 16 番地

代表電話 0246 (26) 3151 直通電話 0246 (26) 6791

E-Mail iryo-c-soumu@city.iwaki.lg.jp

※ 申請書等は、いわき市ホームページよりダウンロードできます。

URL <http://www.city.iwaki.lg.jp/>